

筑西市議会福祉文教委員会

会 議 録

(令和元年第3回定例会)

筑 西 市 議 会

福祉文教委員会 会議録

1 日時

令和元年9月18日(水) 開会：午前 9時59分 閉会：午後 2時10分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

請願第 1 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

議案第 1 9 号 筑西市特別職の職にある者で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 2 2 号 筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第 2 3 号 筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について

議案第 2 6 号 筑西市総合福祉センター条例等の一部改正について

議案第 2 8 号 筑西市立生涯学習センター条例等の一部改正について

議案第 2 9 号 筑西市立図書館条例等の一部改正について

議案第 3 0 号 筑西市立体育館条例等の一部改正について

議案第 3 7 号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第 3 8 号 令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第 3 9 号 令和元年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第 4 1 号 令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第 4 2 号 令和元年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

4 出席委員

委員長	小島 信一君	副委員長	小倉ひと美君			
委員	保坂 直樹君	委員	増渕 慎治君	委員	真次 洋行君	
委員	秋山 恵一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	三浦 謙君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書 記 川崎 智史君

委員長 小島 信一

○委員長（小島信一君） ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしました順番で、先に請願1件を審査していただき、その後執行部に入室していただき、条例議案7案、補正予算議案5案について、所管部ごとに審査願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） それでは、まず請願第1号……

真次委員。

○委員（真次洋行君） この常任委員会は、3回までの質問ということになっておりますけれども、これはあくまでも暗黙の了承です。そのことについて、筑西市議会関係条例文には常任委員会の質問は3回は書いてありません。書いてあるのは、一般質問が1時間、議案質疑が45分、賛成反対討論が30分ということが申し合わせ事項の中に書いてあります。皆さんもグリーンのファイルの中身を見ていただければ書いてあります。しかし、常任委員会でのこの質問については、ある意味ではしかし一番大事な部分なので、3回ということではなくて、質問項目によっては一問一答方式で。ただ、時間的には委員長がそこでとめるとか、そういう采配をしたらどうかと思いますけれども、提案します。

○委員長（小島信一君） わかりました。皆さん、そのほかご意見、今の件でありますか。

はい。

○委員（三浦 譲君） その件については、私は大賛成です。委員会というのは、細かい部分にまでわたる質疑があるので、回数だけでやっている時間制限の中で委員のほうも気にしながらやっているわけですが、大事なところを回数によって聞けないでしまう。答弁があと一回あれば聞けるのにとということがよくあるので、その辺真次委員さんの言うように規定がないのであれば、それは柔軟に構えたほうがいいと思います。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 3回に限るといのはいつほど始まったか定かではないのですね。ただし、私も委員長経験、何回かやりましたけれども、1人の委員さんが1つの案に対していつまでもいつまでもやっていると時間がたってしまう。それはあくまでもその委員さんのセンスです。同じようなことを繰り返しながら、どんどん、どんどん追求するみたいな。それを委員長として許していたら、ほかの委員さんの意見がなくなるし、やはり時間の制限がないにしても、委員会としての枠という時間内ではやっぱりやるべきだと思うのです。そうすると、我々6人の委員さんが自由に1人に対してやっていたら、1日かかっても終わらないということだって考えられるわけでしょう。ですから、それは私も委員長にお願いしたいのは、では3回に限らないけれども、成り行きで、委員長の采配で質問をとめて、次の議題に入るとか、次の委員さんの意見を求めるとか、そういう方法にしたらいいのではないですか。

○委員長（小島信一君） 皆さんの意見をしっかり受けとめて、委員長として責任を果たしたいと思えます。続けます。

(「ということは結論を出さないと。委員長としての時間的に制限を持つか」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 決まりがないのであれば、3回に限らないと思います。私も決まりがないと言われた以上は、3回でとめる権限はありません。ですが、委員長判断で、そこはやらせていただきます。やはり時間内に終わらせないといけないので、よろしくをお願いします。

それでは、まず請願第1号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願」について審査願います。

なお、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書案を配付してあります。

それでは、請願第1号について協議願います。ご意見等ございますか。

真次委員。

○委員(真次洋行君) この請願について、前回議会が始まる時に打ち合わせがありましたけれども、これは過去も10年同じ内容で出てきています。つまり私がこの22年ですと、出てきているのはみんな9月7日とか13日とか、内容はこういうことです。要するに前回の、過去の平成30年、平成29年、平成28年等については教育予算の拡充を求める請願という名前ですと出てきています。今回この年度からは、3年前からはこの内容で、国庫の負担を堅持すべき制度ということで出てきています。これについて、各市町村、44市町村を見ると、一斉にこの文書が流れているわけではないです。つまり出ているところもあるし、出ていないところもある。そういうことを踏まえて、この請願は、では国に具体的にどういうことをこの文書は求めているのか。これに書いてある人数等も全く日付が違うだけで同じパターンで出てきています。議事録を皆さん、届いていると思いますけれども、さかのぼって見てください。そういうことで、これについてはやはり提出した組合ですか、この方に意見を我々は議会として毎回出てきている以上、どういうことを我々に期待しているのか。どうして市町村の中で出していないところがあったり、出しているところがあるか。では、出していないところについては、12月に出すのかもしれませんが、しかし、これを求めているのは、国会は12月には予算編成します。ということは、その前に出さなければいけないということだと、今出ていない各自治体はどういう形になるのか、もうきちっと聞かなければいけないということで、これについてはしっかりと意見を聞いて、出すべきであると思うので、できれば来て説明していただきたい。これについては、過去は否決しませんでしたけれども、継続審議を何回かやっています。日にちを見ますと、時間がありませんから、だから継続審議でどうでしょうかという提案をします。

○委員長(小島信一君) 真次委員さんは、継続審議を求めるということなのですね。

ほかにご意見ありますか。

三浦委員。

○委員(三浦 譲君) 私は、積極的にこれは賛否をとってやったほうがいいと思っています。というのは、この文面の中身、今真次委員さんが言ったのは経過の話。私が言いたいのは、筑西市議会に出されている今回の文面。本来、1回代表の方を呼んで説明を聞きました。それは何回呼んでもいいと思いますけれども、そういったふうにしてより具体的な中身を我々も引き出して学んだり、検討することは必要だと思います。ただ、今回の文面、私はこれ大賛成なので、予算枠を広げるということですので、賛否をとったほうがいいと思います。

○委員長(小島信一君) そのほかに。

榎戸委員。

- 委員（榎戸甲子夫君） 今この代表者たる方をお呼びして説明を聞いたというのはいつのことですか。
- 委員長（小島信一君） 代表者を呼ぶというのは、一番最初に協議会で呼ばないことになったように思うのです、ここで。申し出がなかったのだ。請願者の……

（「こっちから要請することはできるわけ」と呼ぶ者あり）

- 委員長（小島信一君） 要請はできるということなのか。
- 委員（榎戸甲子夫君） 我々の委員会編成は、2年ごとに変わってしまうね。そうすると、継続してずっと聞いている人は大体理解できるのしょうけれども、わずか二、三度読み返しても、余り具体的にもどこをどうするのだ。ただ、数字的に出ているのは、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたものを戻せという案でしょう、これは。いわゆる学校、教育に対する予算の値上げというか、予算をかき上げてくださいという要請でしょう。ですから、そのためには我々委員はね、今お二方の意見を聞いていますと、どっちもそのとおりだと思うのですが、教育ですし。でも、代表者の意見をきっちり聞かないで、本当にこれうたっていることを、こんなものではない、もっともっと緻密な構想もあるかと思うのです。何といても国から予算を分捕るわけだから。だから、私は継続審議にして、じっくりと代表者、それも我々委員会が主体ですが、できれば全員協議会あたりで、いずれこの委員会には回り回ってこの話題には触れているはずですから、私は担当の方をお呼びして、全員協議会などでお話を聞いたほうがベターかなと。ましてや、この件についてはもう10年も同じ文面、同じ要請で来ているということは、ここで決をとる必要はないというふうに思っています。

- 委員長（小島信一君） 榎戸委員も継続審議が妥当という考えなのですね。
- 委員（榎戸甲子夫君） 継続審議も、ただ継続審議ではなくて。
- 委員長（小島信一君） 説明の要請をすると。
- 委員（榎戸甲子夫君） きちんとした話を聞こうではありませんか。だって、我々6人が、24人いる中の6人で決をとるよりも、こういう大きい問題です。ですから、全員協議会などで招聘をして、意見を聞く。あるいは、意見交換をするといったことのほうが私はいいのかなと。
- 委員長（小島信一君） 本日は継続審議ということにするという意見なのですね。
- そのほかご意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（小島信一君） 本件は、閉会中もさらなる慎重審議が必要と思われれます。ついては、本件を継続審査することということにしたいのですが、皆さんのご異議どうでしょうか。ご異議ございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（小島信一君） ご異議なしと認め、本件は継続審査と決しました。

以上で請願第1号の審査を終了します。

続いて、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

〔執行部入室〕

- 委員長（小島信一君） 初めに、保健福祉部でお願いします。
- 議案第26号「筑西市総合福祉センター条例等の一部改正について」審査願います。
- なお、議案第26号については複数の課にまたがるため、説明は一括していただき、質疑に対する答弁は

それぞれ担当課にさせていただきたいと思います。

それでは、社会福祉課から説明を願います。

○保健福祉部長（中澤忠義君） よろしく申し上げます。説明は、着座にて説明をさせていただきます。願います。

○委員長（小島信一君） 國府田社会福祉課長、願います。

○社会福祉課長（國府田和伸君） 社会福祉課、國府田です。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第26号「筑西市総合福祉センター条例等の一部改正について」ご説明いたします。本議案は、筑西市総合福祉センター条例、筑西市老人福祉センター条例、筑西市協和ふれあいセンター条例、筑西市明野農村環境改善センター条例、筑西市デイサービスセンター条例、筑西市協和ふれあい健康プラザ条例、筑西市あけの元気館等複合施設条例の7条例について、市公共施設使用料の地域間格差の是正及び統一的な料金体系の構築を図るため、改正するものでございます。なお、この7条例につきましては、1条例を健康増進課が、4条例を社会福祉課が、2条例を高齡福祉課が所管しております。

1 ページから3 ページの下から7行目までが第1条、筑西市総合福祉センター条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。

2 ページ、上から4行目の第9条第2項中の文言及び同じページ下段から3行目にあります別表で、この条例の主な改正点は3点ございます。まず、1つ目は、別表（1）、団体利用の場合の利用料金について、施設ごと1時間単位の料金設定に改めます。なお、社会福祉団体等が利用する場合につきましては、減免規定によりこれまでどおり無料といたします。

2つ目は、3 ページ上段、別表（2）、個人利用の場合です。これまで市内居住者の個人利用については、60歳以上の方、心身に障害をお持ちの方、そしてこれらの付添人の方は無料、その他の方は200円としていたものを、1人1回当たり210円に改めます。なお、60歳以上の方、心身に障害をお持ちの方、そしてこれらの付添人の方につきましては、減免規定によりこれまでどおり無料といたします。

3つ目は、3 ページ中段の備考におきまして、市外の方の利用については1.5倍、入場料を徴する場合は2倍、営利または宣伝を目的とする場合は3倍の利用料金を設定しております。また、そのほかの条例にあわせて文言の調整を行っております。

次に、3 ページ下から6行目から5 ページ13行目までが第2条、筑西市老人福祉センター条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。4 ページから3行目の第8条第2項中の文言及び同じページの中段ごろから次の5 ページにあります別表で、この条例の主な改正点は2点ございます。まず、1つ目は、別表1、関城老人福祉センターの利用料金と、2、明野老人福祉センターの利用料金について、これまで個人利用の料金設定であったものを、施設ごとに1時間単位の料金設定に改めます。なお、60歳以上の方、心身に障害をお持ちの方、そしてこれらの付添人の方、また社会福祉団体等が利用する場合につきましては、減免規定によりこれまでどおり無料といたします。

2つ目は、5 ページ、5行目にあります備考におきまして、市内の方の利用につきましては1.5倍、入場料を徴する場合は2倍の利用料金を設定しております。そして、そのほか、ほかの条例にあわせて文言の調整を行っております。

次に、5 ページ14行目から6 ページ下から6行目までは、第3条、筑西市協和ふれあいセンター条例の

一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。5ページ下から7行目の第10条第2項中の文言及び6ページ8行目にあります別表で、この条例の主な改正点は2点ございます。まず、1つ目は別表1、施設の利用料金について、これまで個人利用の料金設定であったものを、施設ごとに1時間単位の料金設定に改めております。なお、60歳以上の方、心身に障害をお持ちの方、そしてこれらの付添人の方、また社会福祉団体等が利用する場合につきましては、減免規定によりこれまでどおり無料といたします。

2つ目は、6ページ中段にあります備考におきまして、市外の方の利用につきましては1.5倍、入場料を徴する場合は2倍の利用料金を設定しております。そして、そのほかの条例にあわせて文言の調整を行っております。

次に、6ページ、下から5行目から8ページ5行目までは、第4条、筑西市明野農村環境改善センター条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。7ページ4行目の第8条第2項中の文言及び同じページ下から12行目にあります別表で、この条例の主な改正点は2点ございます。まず、1つ目は、別表1、施設の利用料金について、各施設の1時間当たりの利用料金をほかの施設と比較検討により改正しております。

2つ目は、7ページ下段から次の8ページにかけての備考におきまして、市外の方の利用につきましては1.5倍、入場料等を徴する場合は2倍、営利または宣伝を目的とする場合は3倍の利用料金を設定しております。

そして、そのほかの条例にあわせて文言の調整を行っております。

ここまでの4条例が社会福祉課所管分でございます。

次に、8ページ6行目から下段までは第5条、筑西市デイサービスセンター条例の一部改正でございます。この条例の主な改正点は、利用料金を介護保険法の規定に基づき定める基準により算出した額と表現を改めております。また、ほかの条例にあわせて文言の調整を行っております。

次に、9ページから11ページ中段までは、第6条、筑西市協和ふれあい健康プラザ条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。9ページ下から13行目の第7条及び10ページ下から2行目から次の11ページにあります別表で、この条例の主な改正点は2点ございます。1つ目は、別表1、施設の利用料金について、1時間単位の料金設定に改めます。なお、地元自治会や社会福祉団体など関係団体等の利用につきましては、その施設利用の目的が市民の福祉及び健康の増進、公用もしくは公益事業等に該当する利用であることから、減免規定によりこれまでどおり無料といたします。

2つ目は、11ページ6行目にあります備考におきまして、市外の方の利用につきましては1.5倍、入場料等を徴する場合は2倍の利用料金を設定しております。こちらの2条例が高齢福祉課の所管となります。

次に、11ページ中段から14ページまでは、第7条筑西市あけの元気館等複合施設条例の一部改正でございます。主な改正内容としましては、利用料金についてでございます。

13ページ6行目から、次の14ページにあります別表で、この条例の主な改正点は2点ございます。1つ目は、別表、施設の利用料金についてでございます。一例を申し上げますと、市内の方の1回当たりの利用料金の額でございますが、個人利用の場合、大人700円を750円に、高齢者は600円を650円となっております。

14ページをお開きください。市内の方の会員券による利用料金の額でございますが、大人の場合年間会

員券3万6,000円を3万8,000円に、半年会員券1万9,000円を2万円に、3カ月会員券1万円を1万500円に改めております。

2つ目は、同じ14ページ、下から6行目にあります備考におきまして、市外の方の利用料金を1.5倍に設定しております。また、このほか、ほかの条例とあわせ文言の調整を行っております。この1条例は、健康増進課の所管となります。

最後に、15ページ、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） ありがとうございます。

質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） いろいろあって、しかも課がまたいでいるのでやりづらいのですが、まず全体的に減免の件で伺いますけれども、減免のまず対象者というのがはっきりしていない。地元の人とか、いろいろそれぞれにあるようなのですが、この辺の減免対象者の統一というのはどういう検討をされたのかということです。できるだけ広く減免対象になっていれば、この福祉施設が活かされると思うのですが。

それから、減免でも減額と免除と両方あるわけですけれども、減額といっても半額なのか、3割なのかとか、いろいろあるのですが、そういったことは今回どういうふうになっているのか、それぞれの施設で。あるいは統一をしてというところをお願いしたいのと、あと現在減免を受けている団体はもちろん問題はないと思うのですが、料金を取られることになるかもしれないという現在の減免対象者以外の人、利益のために使うというのは、これは別にして、市民個人あるいは個人のグループ、任意的なものです、仲間が集うとか。そういったことがあちこちであるのですけれども、そういったときに今後減免、無料で使っているところもあればいろいろかと思うのですが、今後の扱いです。それをお願いしたいと思います。

○委員長（小島信一君） では、3点です。

中澤保健福祉部長、お願いします。

○保健福祉部長（中澤忠義君） それでは、全体的なことなので、私からご答弁申し上げます。

まず、減免の対象者でございますが、これまで減免の対象となっておりました60歳以上、心身に障害をお持ちの方、その付き添いの方については、福祉施設についてはこれまでどおりの取り扱いで、減免の中の免除になります。福祉施設の場合には、減免規定とありますが、ほとんど免除で対応しておりますので、免除ということでご理解いただいて結構だと思います。そして、減額と免除の件は全額免除ということでなりますので、2番目のご質問は免除ということでお考えいただいて大丈夫です。

もう1つは、減免の考え方……申しわけありません。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、最後の部分、もう1回詳しく明確に質問してください。

○委員（三浦 譲君） 明確な基準があれば話がわかりいいのですが、その辺の検討。統一すると、今回いろいろな施設の統一という話だったので、その辺の検討はどうかということ。

○委員長（小島信一君） 今まで減免されていなかった人たちに対して、今後どういうふうを検討するかという質問でしたね。

○委員（三浦 譲君） そう。減免の対象者の分類です。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） ご答弁申し上げます。

基本的に福祉センター関係につきましては60歳以上、あと心身に障害をお持ちの方、その付き添いの方に免除、あと社会福祉団体等が利用する場合には免除ということで、これまでどおりの取り扱いになります。協和ふれあい健康プラザ、小栗にある施設でございますが、あそこにつきましてはこれまで市内の方について無料というような規定がございました。ここについては、健康ふれあいプラザでございますので、地域の方の親睦をするために使うためとか、健康のために使うためとか、これまで無料で使っていた方については基本的には免除は同じような形で進めるということで考えておまして、新たに使いたいという方については施設の設置目的と照らし合わせまして、免除するかどうか決定していくこととなります。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 住民ともトラブルが発生するとすれば、その辺のことかなと思うのです。今までずっと無料で使わせてもらっていたと。ところが、今度条例が変わった。今まで使っていた人は無料がいいという、部長の話ですけれども、これも基準が何かはっきり条例の中に入っていないので、その場、その場、よく言えばケース・バイ・ケースなのですが、特に団体ではない、任意の個人とかグループのところの問題になるのですけれども、取り扱い方がばらばらになるおそれもあるのです。だから、この辺私のはっきりさせたほうが、何かの基準をつくる必要があるのではないかと。福祉とか健康増進、向上に役立つという認定をすればいいわけですけれども、その辺がまだ施設によって曖昧なので、その辺どう考えますか。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 減免規定に今度の規則を改正して新たに設けることと、保健福祉部内で内規をつくりまして、減免規定の規則のほかにもっと細かな基準をつくることで対応していきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） より細かな規定をということ。

三浦委員、よろしいでしょうか。

○委員（三浦 譲君） 内規も、この委員会、議会に示していただければいいかなというふうに思います。

それと、あと特にいろいろな施設の問題があるのではないかとと思うのですが、料金で。特に1つだけ言うとなれば、あけの元気館なのですが、今までと違っているのは個人で行った場合に50円の値上げというところですが、あとそれから1年間の会員券、あと半年、3カ月の会員券だと結構上がるということになるし、あと市外から来ている人たちも結構いますね。市外の方は1.5倍になるわけですから、非常に高くなるのです、今までよりも。今までは1.5倍ではなくてもっとずっと抑えて使っていたようですが、そうすると、例えば年間会員券だと、市外の方は7,000円のアップというふうに……

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員（三浦 譲君） ここ大事な条例なので。例えば短く言って、例えばあけの元気館でそんなのがあると。あけの元気館というのは、収入のほうも見て、利用者が多いほうがいいのです。そういう点から、利用状況にある程度影響があるのではないかなというふうに思うのです。そういうところをどう考えての

今回の改定かということをお伺いします。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、値上げによって利用者が減るのではないか、おそれがあるという趣旨の質問ですか。

○委員（三浦 譲君） そうです。

○委員長（小島信一君） 中澤保健福祉部長。

○保健福祉部長（中澤忠義君） 今回の料金の引き上げにつきましては、全体で推計なのですけれども、4.52%の値上げになるというふうに考えています。消費税が前回と今回で合わせまして3%と2%で5%アップということで、それにあわせて全体的な引き上げを考えたところでありまして、利用者数につきましては、これは指定管理者と我々が協力しまして、なるべくこの値上げによって利用者が減らないように努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 本日の条例案、大変多いので、質問を短く、簡潔によろしくお願いいたします。

○委員（三浦 譲君） 了解しました。終わります。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 1点だけ教えてください。

14ページに、これあけの元気館ですけれども、ファミリー会員というのは最大4人とあるのですけれども、ファミリー会員というのは現在どのくらい家族の会員数があるのか。あと、法人会員数、1日当たり5人という、これはどのくらいの法人が入っているのか。その辺の数字を教えてください。

○委員長（小島信一君） 資料ありますか。

外山健康増進課長、お願いします。

○健康増進課長（外山知子君） ファミリー会員でございますが、年間会員が22名、それから半年会員が17名、3カ月会員が122名となっております。合計いたしますと161名となっております。法人会員でございますが、年間会員が1名、それから半年会員がございません。3カ月会員もございませんので、現在1団体となっております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） あと、これによってどのくらいのプラスになるかということは、また機会を改めて聞かせてもらいます。

○委員長（小島信一君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第26号の採決をいたします。

議案第26号「筑西市総合福祉センター条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち保健福祉部所管分について審査願います。

なお、議案第37号につきましては複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

それでは、医療保険課から説明願います

篠崎医療保険課長、お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。よろしくお願いいたします。

議案第37号のうち医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。16、17ページをお開き願います。16ページ下段の部分になります。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄2、後期高齢者医療特別会計繰入金1,699万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成30年度後期高齢者医療特別会計決算に伴う繰越金を一般会計に繰り入れるものでございます。詳細につきましては、議案第39号、後期高齢者医療特別会計補正予算でご説明いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、障がい福祉課から説明願います。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 障がい福祉課、赤城でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 赤城障がい福祉課長、よろしくお願いいたします。

○障がい福祉課長（赤城俊子君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち障がい福祉課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄38、障害児施設措置費給付費等負担金110万4,000円の増額補正でございます。これは、令和元年10月1日から実施する幼児教育・保育の無償化に伴う就学前障害児の発達支援利用者負担金に対する国庫負担金でございます。

16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄32、障害児施設措置費給付費等負担金55万2,000円の増額補正をお願いするものです。これは、国庫負担金と同じく就学前障害児の発達支援利用者負担金に対する県負担金でございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目2身体障害者知的障害者福祉費、説明欄の障害福祉サービス費給付事業に220万8,000円の増額補正をお願いするものです。これは、本年10月1日から実施する就学前障害児の発達支援の無償化に伴い、就学前の障害をお持ちのお子様が児童発達支援サービスを利用した際の利用者負担相当額でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、高齢福祉課から説明を願います。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 高齢福祉課、中澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 中澤高齢福祉課長、お願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち高齢福祉課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄4、介護サービス事業特別会計繰入金111万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、平成30年度介護サービス事業特別会計の決算が確定したことに伴い、当初予算160万円から111万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、介護保険課から説明を願います。

○介護保険課長（小島裕之君） 介護保険課の小島と申します。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 小島介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（小島裕之君） それでは、議案第37号のうち介護保険課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。2、歳入でございます。款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄42、介護保険料低所得者軽減負担金2,740万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、処分事件報告第12号、筑西市介護保険条例の一部を改正する条例によるものでございます。従来の介護保険料の公費負担による減額対象者は、所得段階第1段階のみの被保険者としておりましたが、本年10月に実施されます消費税10%によりまして財源の確保が見込まれることから、この軽減を拡充するとともに、対象を市民税非課税世帯である第3段階にまで拡大するもので、この制度による国の公費負担割合は2分の1となっております。

続きまして、同じく項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、説明欄32、介護保険システム整備費補助金48万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、令和元年度介護報酬改定に伴うシステム改修経費に対する補助金でございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節1社会福祉費負担金、説明欄33、介護保険料低所得者軽減負担金1,370万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、国庫負担金と同様に介護保険制度による低所得者の介護保険料軽減に伴う公費負担によるもので、県の負担割合は4分の1となっております。

続きまして、款19繰入金、項1目1節1特別会計繰入金、説明欄3、介護保険特別会計繰入金1億6,359万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この増額補正につきましては、平成30年度介護保険特別会計の決算により、介護給付費等に余剰が生じたことから、一般会計へ繰り入れ、精算するものでございます。

次に、22、23ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費、説明欄、介護保険特別会計繰出金5,578万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、介護保険制度における低所得者の介護保険料軽減による公費負担分、国からの介護

保険システム改修費用による補助金などを介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第38号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について審査願います。

それでは、医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 医療保険課の篠崎です。

○委員長（小島信一君） 願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第38号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ799万9,000円を追加するものでございます。

初めに、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4 県支出金、項2 県補助金、目5 保険給付費等交付金、節2 特別調整交付金、説明欄、特別調整交付金市町村分としまして799万9,000円を増額するものでございます。これは、国民健康保険直営診療施設として位置づけされております茨城県西部メディカルセンターが行う総合相談などの健康管理事業に対しまして、茨城県からの交付金でございます。

次に、めくっていただきまして、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6 保健事業費、項3 目1 国民健康保険直営診療施設事業費、節19 負担金補助及び交付金、説明欄、国民健康保険直営診療施設事業799万9,000円につきましては、歳入受け入れをした特別調整交付金を全額補助金として茨城県西部メディカルセンターに交付するものでございます。

議案第38号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちら、茨城県西部メディカルセンターへの交付金ということですが、使い道は限定されているものなのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） こちらの県からの交付金につきましては、茨城県西部メディカルセンターが健康管理事業として実施している事業に対しまして、その実績について交付されるものでございます。どのように使うかというところにつきましては、そちらの事業に充てられるというふうに考えております。

○委員長（小島信一君） 小倉委員、いかがですか。

○委員（小倉ひと美君） 具体的な事業というのは、例えばで結構ですので、何点か事業名がわかれば具体的な事業名をお願いします。

○委員長（小島信一君） 篠崎医療保険課長。

○医療保険課長（篠崎正典君） 今回の交付申請につきましては、茨城県西部メディカルセンターが行っております総合相談ですとか訪問看護、居宅介護の事業に係る人件費ですとか通信運搬費、燃料費などの助成対象額に対しまして、交付要綱に定める率を掛けたものを申請するものでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） これより議案第38号の採決をいたします。

議案第38号「令和元年度筑西市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第39号「令和元年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

引き続き医療保険課から説明願います。

○医療保険課長（篠崎正典君） 引き続き篠崎が説明させていただきます。

○委員長（小島信一君） お願いします。

○医療保険課長（篠崎正典君） 議案第39号「令和元年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

この補正予算は、歳入歳出にそれぞれ1,699万2,000円を追加するものでございます。

初めに、10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4項1目1繰越金、節1、説明欄、前年度繰越金1,699万2,000円を増額するものでございます。

次に、めくっていただきまして、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款3諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金、説明欄、一般会計繰出金1,699万2,000円を増額するものでございます。これは、歳入で計上しました前年度の繰越金を後期高齢者医療特別会計から一般会計へ繰り出すものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第39号の採決をいたします。

議案第39号「令和元年度筑西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

ちょっと多いですので、もう少し続けさせていただきます。

次に、議案第41号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

介護保険課から説明願います。

○介護保険課長（小島裕之君） 介護保険課の小島です。よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 小島介護保険課長、お願いします。

○介護保険課長（小島裕之君） それでは、議案第41号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第

1号)」についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入でございます。款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料4,730万9,000円の減額補正並びに節2現年度普通徴収保険料751万円の減額補正をお願いするものでございます。当市の第1号保険者の介護保険料は、所得段階により10段階に分かれてございます。軽減の対象は、第1段階だけとされておりましたが、本年10月に実施されます消費税10%によりまして財源の確保が見込まれることから、世帯全員が市民税非課税となっている第1から第3段階までの介護保険料を公費により減額し、低所得者の自己負担の軽減を図るものでございます。この内容につきましても、筑西市介護保険条例の一部を改正する条例によるものでございます。

続きまして、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金、節2事務費繰入金96万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、令和元年度介護保険報酬改定等に伴うシステム改修費の繰り入れによるものでございます。

次に、節3保険料公費負担分繰入金5,481万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、款1保険料でご説明申し上げました保険料の減額分を公費により負担する。その公費負担分の繰り入れによるもので、第1号被保険者の減額分と同額となっております。

続きまして、款9項1目1節1繰越金、説明欄、前年度繰越金4億1,856万円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成30年度介護保険特別会計の決算に伴いまして、歳入歳出差し引き4億3,151万3,000円から、当初予算計上額1,295万3,000円を差し引いた額を前年度繰越金に計上するものでございます。

続きまして、12、13ページをお開き願います。款1総務費、項2目1賦課徴収費、節13委託料、説明欄、住民情報システム介護保険料改修事業96万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、令和元年度介護報酬改定等に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、款2保険給付費、項1目1介護サービス等諸費、説明欄、介護サービス等給付事業でございますが、補正額の財源の内訳の欄、世帯全員が市民税非課税となっている所得段階1から3段階までの介護保険料の公費負担分5,481万9,000円の財源の振りかえによるものでございます。

続きまして、款5項1目1基金積立金、節25積立金、説明欄、介護給付費準備基金積み立て事業1億2,846万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成30年度に徴収された介護保険料のうち、介護保険給付費などへの充当とならなかった保険料の余剰分を積み立てるものでございます。

続きまして、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23償還金利子及び割引料、説明欄、償還金1億2,650万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましては、平成30年度介護保険給付費等が確定したことに伴いまして、国、県からの負担金並びに社会保険診療報酬支払基金からの交付金に余剰分が生じたことから、その分をそれぞれに返還するものでございます。

次に、同じく項3繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金、説明欄、一般会計繰出金1億6,359万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらにつきましても、平成30年度介護保険給付費等の確定に伴う市負担分の余剰分の返還、平成30年度介護保険特別会計による事業費の余剰分を一般会計に返還するものでございます。

以上が、令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 歳入のほうでちょっと確認したいのですけれども、保険料の軽減が3段階までに広がるということで、その穴埋めとして繰越金ということなのですから、国のほうから消費税分として今度上げるという分から、この軽減分、保険料の軽減分が一定入るはずですから、この辺のところは当初予算で見ていたということなのですか。

○委員長（小島信一君） 小島介護保険課長。

○介護保険課長（小島裕之君） 先ほど三浦委員さんのおっしゃるとおりなのですけれども、こちらのほう、介護保険料の軽減なのですが、個人からの負担分を軽減する。その部分につきましては、軽減した分については国、県、市のほうでその部分を負担していくような形となっております。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） それはそうなのだけれども、今回国、県からの分が入っていないので、どうなのかと。

○委員長（小島信一君） 小島介護保険課長、ちょっとそこの説明いいですか。三浦委員は、今回軽減分が予算に入っていないのではないかということなのですが。

○介護保険課長（小島裕之君） そうしますと、こちらのほうの10ページ、11ページ、歳入のほうになるのですけれども、こちらのほうの款2繰入金というところがありますので、こちらのほうの節3です。節3の保険料公費負担分繰入金というところに入っている金額で賄っているという形になります。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） わかりました。勘違いしました。

○委員長（小島信一君） そのほか質問ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第41号の採決をいたします。

議案第41号「令和元年度筑西市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

もう1つ行きます。次に、議案第42号「令和元年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について審査願います。

高齢福祉課から説明願います。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 高齢福祉課、中澤です。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） お願いします。

○高齢福祉課長（中澤俊明君） 議案第42号「令和元年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款7繰越金、項1目1節1繰越金、説明欄1、繰越金111万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、

平成30年度介護サービス事業特別会計の決算が確定したことに伴い、歳入歳出差引額が121万1,000円となったことから、当初予算額10万円から111万1,000円を増額するものでございます。

次に、12、13ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2諸支出金、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節28繰出金、説明欄28、繰出金、一般会計繰出金111万1,000円を増額補正をお願いするものでございます。こちらは、繰越金の増額にあわせ、一般会計への繰出金を増額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第42号の採決をいたします。

議案第42号「令和元年度筑西市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）」について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で保健福祉部の審査は終了しました。

執行部の入れかえをお願いします。

ここであわせて休憩をとらせていただきます。

〔健康福祉部退室。こども部入室〕

休 憩 午前11時14分

再 開 午前11時24分

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、全員おそろいですので、こども部の所管の審査に入りたいと思います。

初めに、議案第22号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」審査願います。

こども課から説明を願います。

○こども課長（長島治子君） よろしくお願いたします。こども課の長島と申します。着座にて失礼いたします。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、お願いします。

（「委員長、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 児玉こども部長。

○こども部長（児玉祐子君） 今回の教育・保育の無償化にかかわる保護者向けのチラシのほうなのですが、けれども、こちらを委員の皆様方にお配りさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（小島信一君） わかりました。お願いします。

[資料配付]

○委員長（小島信一君） それでは、説明願います。

○こども課長（長島治子君） 議案第22号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

初めに、筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明申し上げます。1ページから11ページ上段にわたっております。今回の条例改正につきましては、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正により、関係する内容を改正するものでございます。改正内容は、家庭的保育事業者等の連携施設の確保についての特例規定を加える改正と、幼児教育・保育の無償化に伴う関係規定の改正でございます。幼児教育・保育の無償化に伴う改正について、具体的には年収360万円未満相当世帯及び全所得階層の第3子以降の1号認定子供、2号認定子供に対する副食費について、保護者から徴収可能な費目から除外するものでございます。また、支給認定を教育・保育給付認定といった法改正に伴う用語の整理が中心となっております。

続きまして、11ページ中段をごらんください。筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、関係する内容を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、連携施設の確保の義務緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大でございます。

13ページをごらんください。附則第3項の連携施設に関する経過措置の期限をさらに5年延長、連携施設の確保が難しく困難であると市長が認める場合の連携施設確保の不要、満3歳以上の児童を受け入れている事業所について、市長が適当と認める場合の連携施設確保の不要、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置期間を10年とする改正でございます。

附則といたしまして、この条例は本年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 内容的にはちょっと詳しくはありませんけれども、ずっと読んでいて、大体内容的にはわかりました。ちょっと聞きたいのは、家庭的保育事業所というのはどういう事業所なのか。これ各項を見ると20人以上とかいろいろ書いてありますけれども、これはまずどのぐらいの事業、家庭的保育をやっているのか、それをまず1つ教えてください。どのくらいあるのか。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 筑西市においては、小規模保育事業といいまして、少人数キッズハウス、こちらがその該当になります。

○委員長（小島信一君） 以上ですか。

○こども課長（長島治子君） はい。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） そうすると、今言った小規模で保育A型とかB型とかあるのですけれども、こういうのは筑西市にはどのぐらい今そういうやっているところ、キッズハウスはわかりました。よく見かけることはありますけれども、どのぐらいやっているのですか。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 小規模保育事業といたしまして筑西市で認可しているものはキッズハウス、1保育所だけです。

（「幾つあるのですか」と呼ぶ者あり）

○こども課長（長島治子君） （続）1つだけです。認可しているのは。

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。どうぞ。

○委員（真次洋行君） 1つだけね。多分目にするのは、それに書いてあるから、そのこと。たくさんあるのかなと思ったのだけれども、1カ所ということですね。これについて終わります。

○委員長（小島信一君） ほかに質疑は。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 家庭的保育の同じ件ですけれども、この附則の部分の3項のところの5年後まで延長するという部分について、このキッズハウスしかないということですが、これに該当するのですか。それとも、ちゃんと調理施設はあるということなのですか。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） キッズハウスに関しては、これには該当しません。きちんとされているものです。

○委員長（小島信一君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第22号の採決をいたします。

議案第22号「筑西市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び筑西市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号「筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について」審査願います。

なお、議案第23号につきましては複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、採決したいと思います。

それでは、こども課から説明を願います。

○こども課長（長島治子君） 議案第23号「筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、令和元年10月に予定されている幼児教育・保育の無償化の実施に伴う子ども・子育て支援法等の国の関係法令の改正に対応するため、条例を改正するものでございます。初め

に、筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担を定める条例についてご説明いたします。具体的な内容について申し上げますと、第2条第1項中の支給認定保護者とあるものを、教育・保育給付認定保護者と改めております。これは、従来の子どものための教育・保育の給付の認定と無償化に伴い新設される子ども・子育てのための施設等利用給付の認定とを区別するためでございます。また、満3歳以上の教育・保育給付認定子供の利用者負担額につきまして、関係法令の改正により上限額が一律ゼロとなることから、第2条第1項中において同様の改正をしております。

附則といたしまして、この条例は本年10月1日から施行し、この改正による規定は施行日以後の利用者負担額について適用するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

真次委員。

○委員（真次洋行君） 国のほうの政策というか、それで教育・保育無償化ということでありませうけれども、これについては3歳から5歳ということですけども、この3歳という年齢はどこを指して3歳と言っているのか。あるいは、平成終わりましたけれども、4月1日、それとも10月1日のときに3歳であった人を言っているのか、この辺の説明を願いたいです。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 説明させていただきます。

まず、幼稚園部分の1号認定される場合と保育部分の2号認定される部分において、年齢の数え方が少し変わっております。1号認定の方は幼稚園部分になるのですが、3歳のお誕生日を迎えた翌月から満3歳と数えて対応となります。保育部分の2号として通われているお子さんについては、満3歳になった翌年の4月から該当となります。

以上となります。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） では、1号認定、2号認定、3号認定は当然3歳以下ですから当たりませんけれども、この基準でいろいろな人からちょっと聞かれる場合があるのですけれども、3歳になるのだけれども、結局こういう受けられない。そういうことはあり得るわけですか。今言った2号認定の人は、3歳になってから、ではその前から。だから、幼稚園の人は誕生日の翌月からですか、できるということですが、2号の人は私逆だと思ったのだけれども、2号の人は3歳になった時点から要するに利用者の負担率がゼロになると思ったのですけれども、その考え方は違うということですか。ということは、今これから申し込むというか、なっている人、それは来年の令和2年の4月1日にならないとできないということですか。3歳の負担率は。その辺はどういうこと。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） ここが文科省かどうかという違いではあるのですが、今現在10月1日時点でのお話をさせていただきますと、10月でお誕生を迎えている1号の子供たち、幼稚園の通っている子供たちは、11月からもちろん該当になってまいります。10月時点で3歳を迎えている子供たちは、その時点で無償化になるかと思えます、1号の場合においては。ただ、2号の保育部分を通っている子供たちに関

していうならば、10月を迎えた時点でもう既に3歳になっている子供たちは、もしくはお誕生を迎える子供たちにつきましては、翌年の令和2年の4月からが該当になります。ここが大きく制度で違うところでございます。

以上です。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 結局無償化で3歳になった人は、要するに半年間は3歳としての無料的に扱う利用料は負担しなければいけないという発想ですね、今のご答弁は。そうでしょう。だって、令和2年からだもの。これがよく聞かれるのです。無償と言っているのだけれども、無償ではないではないか。令和2年からではないか、4月1日から。そうすると、3歳と言っているのはどこの時点をしているのか。そういうことをこの2号認定の人、保育園の今言った3歳から5歳の人を指しているのだと思うのですけれども、その辺がどうなのか、ちょっと教えて。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長、よろしいですか。

○こども課長（長島治子君） 失礼しました。2号認定を受ける子供たちというものは、満3歳になっている子供たちが3号から2号に変更になっております。

○委員長（小島信一君） ちょっと論点がかみ合わないようなのですが、真次委員のほうの質問の趣旨がちょっと向こうによく伝わっていないみたいなので、もう1度明確に、簡潔にちょっとお願いします。

○委員（真次洋行君） だから、10月1日から2号の人たちも、それ以降の人も無償化になるのですかという趣旨を聞いているのだけれども、それは令和2年4月1日からではないとならないという、さっきの内容を聞くと、その辺はどうなのですか。私は、入っている人はもう3歳になるのだけれども、それはならないというふうなあれを聞いたので、ちょっと質問しているのです。だから、その辺がおかしいのではないか。

○委員長（小島信一君） 確認なのですが、よろしいですか。

児玉部長。

○こども部長（児玉祐子君） それでは、お答えいたします。

そもそも2号認定をお持ちのお子様というのは、既に4月の時点で3歳になっておりますので、何ら問題なくこの該当になるのです。多分真次委員がおっしゃっている、いつ3歳になってどうのというのは、逆に3号認定のお子様方が問題になる。3号認定で入られた、2歳で入られたお子様たちが、多分迷われる部分だと思うのですけれども、いずれにしても3号認定で入られたお子様は途中で2歳のお子様は3歳になるわけですが、その時点でこの無償化の対象になるわけではなくて、この時点でまだ3号認定ですから、ならないのですよ。どうやっても。国の定めたルールではございますけれども、3号認定で入って、年度の途中で3歳になったお子様は、次の4月にならないと2号認定を持つことができないのです。なので、1号とはちょっとルールが変わってしましますが、いかんとも私どもではしがたい、国が定めたルールでございますので、ご理解いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） 要するにはっきり言って、今児玉こども部長が言ったように、3号認定を受けている人、3歳未満の人、その人が3歳になっても、要するに4月1日だから、翌年の4月1日にならないとできませんよという、こういうことで私は理解して、それでいいわけですね。ということは、父兄の方

々は3歳になっているうちの子供が、どうしてこの対象にはならないのかという、そういう疑問点が起きるわけです。3歳からと、これだけ宣伝しているのだから。令和2年4月1日にならないと、何かピープルにもちょっと書いてありますけれども、言っているわけですから、その辺はちゃんとある意味では説明してあげないと、父兄の方は理解していない部分があるのだと思うのです。だから、個人的にはそうだと思うので確認の意味でしたのですけれども、だから来年の4月にならないと3号認定の人は2号認定にならないから、当然そうですね。そういうことでいいのですね。だから、わかりました。では、そういうことであります。

あと、聞きたいことがいっぱいあるのですけれども、認定こども園も含んで保育園の数と幼稚園、あと認可外保育園の数、わかりますか。今もうほとんどが認定こども園になっていると思うのですけれども、幼稚園も明野幼稚園があるのかな、明野幼稚園。あと、私立では何カ所か認定こども園になっていない。

○委員長（小島信一君） 真次委員、幼稚園と認定と保育園の数ということね。

○委員（真次洋行君） 認定外。

○委員長（小島信一君） 認定外も含めてね。

こども課、どうですか。もし資料ございましたら。

○こども部長（児玉祐子君） それでは、数でよろしいですね。市内の今認定こども園が18カ所、それから保育所が8カ所、先ほどの地域型の認可しているキッズハウスですけども、こちら1カ所、それから幼稚園が2カ所、これが認可されている、トータル29カ所の施設でございますけれども、そのほかに認可外、こちらが12カ所、そのうち一般の方も受け入れている認可外が6カ所でございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。

○委員（真次洋行君） わかりました。

あと、まだいっぱい考えてきたのだけれども、とりあえずは。これはもうこの今言った認可外という保育園の数を聞きましたけれども、これは今回いろいろな意味で補正予算等も組まれているのだと思いますけれども、そうすると大体推定的にはこの数はどのくらいになると押さえているのですか、10月1日になった場合。例えばざっとでいいです。どのくらい筑西市としてはふえるのか。予測はついています。つかない。

○委員長（小島信一君） こども課のほうで何か資料ございますか。

○こども課長（長島治子君） 済みません。それはお子さんの数ということですか、金額……

○委員（真次洋行君） 違う。金額。子供の数はこの前聞いたから。

○こども課長（長島治子君） 金額ですか。

○委員長（小島信一君） 施設の数、認定外の施設の数の変遷ですね、どういうふうに変ったか。

○委員（真次洋行君） 違う。全体を含んだ数。10月1日からなるわけだから、市としてはどのぐらいの負担がふえるのかと聞いている。トータル的に。例えば1億円。補正のほうで出ているのだけれども。

○委員長（小島信一君） 何かこども課のほうで資料がございませうか。なければ。

（「出してもらえば。今ここで出せない」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 真次委員、よろしいですか。持っていないようですので。よろしいですか。

○委員（真次洋行君） それで、わかりました。大体補正では数字が出ているようですから、その辺は改

めて。私が聞いたのは、4月1日からなる人とならない人がいるということが、それをしっかりと。多分そういう方たちには通知は行っているとは思いますが、そういう個人的なことどうこうではありませんけれども、そういう声をちょっと聞こえるものですから、せっかくやっているのにならないと。そういうことを明確にしてあげたらどうですかということで、私のほうはいいです。

○委員長（小島信一君） 各家庭によく説明すると、よろしいですね。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうちこども部所管について審査願います。

引き続きこども課から説明願います。

○こども課長（長島治子君） よろしくお願ひいたします。議案第37号のうちこども課所管についてご説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開きください。第4表、地方債補正でございます。市立保育所施設整備事業について、限度額7,970万円の増額をお願いするものでございます。詳しくは歳出にてご説明させていただきます。

14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。詳しい内容は歳出にてご説明をさせていただきます。款10地方特例交付金、項3目1節1、説明欄1、子ども・子育て支援臨時交付金8,977万7,000円について増額補正をお願いするものでございます。

次に、款13分担金及び負担金、項2負担金、目3民生費負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄1、保育所入所児保護者負担金（私立分）について、3,921万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、款14使用料及び手数料、項1使用料、目3民生費使用料、節2児童福祉使用料、説明欄1、公立保育所使用料1,230万1,000円について増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15国庫支出金、項1国庫負担金、目3民生費国庫負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金1億6,558万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金3,847万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3民生費国庫補助金、節3児童福祉費補助金、説明11、子ども・子育て支援事業費補助金898万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15国庫支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明11、子ども・子育て支援整備交付金783万円について増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄12、子ども・子育て支援交付金9万円について増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄13、保育所等整備交付金4,664万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項1県負担金、目3民生費県負担金、節2児童福祉費負担金、説明欄2、子どものための教育・保育給付費負担金5,868万9,000円について増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄13、子育てのための施設等利用給付費負担金1,923万5,000円について増額補正をお願いす

るものでございます。

次に、款16県支出金、項2県補助金、目3民生費県補助金、節2児童福祉費補助金、説明欄33、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金19万3,000円について増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄35、多子世帯保育料軽減事業費補助金702万9,000円について増額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄36、認定こども園施設整備補助金2,329万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款16県支出金、項4交付金、目3民生費交付金、節2児童福祉費交付金、説明欄7、子ども・子育て支援整備交付金246万9,000円について、減額補正をお願いするものでございます。

同じく説明欄8、子ども・子育て支援交付金9万円について、増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお開き願います。款21諸収入、項6目6節4雑入（民生）、説明欄49、保育所副食費納付金391万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

款22市債、項1市債、目3民生債、節2児童福祉債、説明欄1、私立保育所等施設整備事業債について7,970万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上が歳入についての説明となります。

次に、歳出についてご説明いたします。22、23ページをお開き願います。款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、説明欄、児童福祉一般事務費として子ども・子育て支援事業補助金からの充当に伴う43万2,000円の財源の振りかえを行うものでございます。

その下、説明欄、私立保育所等施設整備費補助事業7,600万8,000円について増額補正をお願いするものでございます。これは、補助対象施設の整備費確定によるものでございます。

同じく目2児童措置費、説明欄、子ども・子育て支援給付事業1億7,666万円について増額補正をお願いするものでございます。これは、給付費において新設される副食費加算分の増と、保育料無償化に伴い認定こども園等で徴収する利用料が無償化されることに伴う給付費の増額でございます。

同じく説明欄、多世帯保育料軽減事業1,405万8,000円について、増額補正をお願いするものでございます。これは、茨城県の事業拡充に伴い、対象者が増加することによるものでございます。

同じく説明欄、地域子ども・子育て支援事業27万円について、増額補正をお願いするものでございます。これは、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用している者の副食費について、これまでは低所得者に対して就園奨励費として補助金を給付していたものが、幼児教育・保育の無償化に伴い子ども・子育て支援事業として実費徴収補足給付費補助金を給付することに変更されることによるものでございます。

同じく説明欄、放課後児童クラブ整備事業289万2,000円について増額補正をお願いするものです。これは、令和元年度の補助基本額の確定によるものです。

同じく説明欄、子育てのための施設等利用給付事業7,694万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援給付に新たに新設された給付事業であり、支給要件を満たす利用者に対し、新制度未移行幼稚園預かり保育事業、認可保育施設等を利用した際に要する費用を支給するものでございます。

続きまして、24、25ページをお開き願います。同じく説明欄、幼児教育・保育無償化実施円滑化事業855万

4,000円について増額補正をお願いするものでございます。これは、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、その導入に当たって必要となる事務を行うための事業でございます。全額国庫負担でございます。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 19ページのところの保育所副食費納付金391万5,000円の内訳をお願いしたいと思います。

その次に、今回の軽減措置によって、市の負担がどうなるかということですが、市の保育料、現在の。保育料の基準と国の基準、市のほうは国よりも下げて保育料を設定していたと思うのですが、そうすると市の負担分というのは国の基準よりもふえるのではないかというふうに思うのですが、その点今回基準の部分での市の負担はどうなるかということをお願いしたいと思います。

○委員長（小島信一君） 以上、2点でよろしいですね。

長島こども課長、お願いします。

○こども課長（長島治子君） ちょっとお待ちください。申しわけありません。

○委員長（小島信一君） 19ページの副食費からです。落ちついていいですよ。

○こども課長（長島治子君） ごめんなさい。本当に申しわけないです。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○こども課長（長島治子君） （続）済みません。副食費の雑入の内訳ですね。

○委員長（小島信一君） どうでしょう。もし出てこなければ、後でその資料を出してもらおうということ。

（「それでいいですよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） よろしいですか。その後、2つ目の……

○こども課長（長島治子君） 済みません。見つけました。申しわけありません。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） 大変失礼しました。お待たせして申しわけありません。

副食費、1カ月4,500円、半年を計算しております。対象者を2号認定対象が50人というところで計算して算出しております。対象者50人の副食費4,500円の6カ月分という計算で出させていただきます。

以上です。失礼いたしました。

○委員長（小島信一君） 2つ目ですね。

○こども課長（長島治子君） 続きまして、給付関係のほうでございます。

今回無償化に伴う市の負担増ということで1億7,460万円の負担がふえると考えております。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 私が聞きたかったのは、現在の筑西市の保育料の基準といたらいいのですか。下げているわけですね、低くなっているわけですが、そうすると国のほうではどういうふうに無料化のための財源を計算してくるのかなということを見ると、少なく来るのかどうなのかということなのです。

○委員長（小島信一君） ちょっと待ってください。質問が明確になっていないように思うのですが。もうちょっと具体的に。

○委員（三浦 譲君） 国が補填する分が、筑西市の場合、国の基準で来るのか、それとも市の基準で来るのかということなのですからけれども。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） お答え申し上げます。

国の基準でうちのほうに参ります。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） そうなると、筑西市のほうは国の基準プラス市で補填している部分があるので、その分を多く持たなくてはならないということですね。そこを確認したいと思います。

○委員長（小島信一君） 長島こども課長。

○こども課長（長島治子君） おっしゃるとおりでございます。

○委員（三浦 譲君） すると、それがどのくらいの額になるのかなということなのです。それ、今わからなければ。

○委員長（小島信一君） 資料ございますか。

○委員（三浦 譲君） 後でもいいです。

○こども課長（長島治子君） では、後ほどで。申しわけないです。

○委員長（小島信一君） 後ほど資料をいただきたいと思います。

そのほか質問。

真次委員。

○委員（真次洋行君） さっき三浦委員が聞いた市の負担、ここに書いてある、これが市ですか。1億7,666万円。これは、資料からいくと、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということでありましてけれども、国のこの内訳、22ページには、国は1億6,584万円、県は5,868万9,000円という数字が書いてあるのですけれども、この数字からいくと県と市は4分の1で同じ数字にならなければおかしいのですけれども、いろいろなあれでこの数字というのは。これ書いてありますね、この前全協でもらった4の1とか2分の1とか。その数字から割り出した。もしわからなければ、その根拠になる数字を後でもらえばいい。

○委員長（小島信一君） わかりますか。大丈夫ですか。

○委員（真次洋行君） 言っていることがわからない。

○こども課長（長島治子君） 大丈夫です。

○委員長（小島信一君） では、長島こども課長、お願いします。

○委員（真次洋行君） 資料でもらえればいいですよ。

○こども課長（長島治子君） そうですか。済みません。今手元に明確なものがないので、申しわけありません。

○委員（真次洋行君） ここに数字が書いてあるから、それに対しての配ったとき4分の1とか、いろいろなこと書いてあったけれども、全体的に来るといったらふえる分については、筑西市もこの五千何百万円ぐらいではないのかなと思ったのですけれども、それがどうして違うのかということで聞いているのです。後で資料を下さい。

○委員長（小島信一君） 確かにここで見ますとおっしゃることはよくわかりますが、この子ども・子育て支援給付金1億7,666万円というのはほかにも入っているということですね、多分。その資料を後で出してください。よろしくお願いします。

○こども課長（長島治子君） わかりました。申しわけありません。

○委員長（小島信一君） 真次委員、それちょっと見ていただいてよろしいですか。細かく数字が並んで見えないかと思うのです。

ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、母子保健課から説明願います。

百目鬼母子保健課長、お願いします。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 母子保健課長の百目鬼です。よろしくお願いします。着座にて失礼します。

それでは、議案第37号のうち母子保健課所管の補正予算についてご説明いたします。14ページ、15ページをお開き願います。14ページ、15ページになります。歳入でございます。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、説明欄12、妊娠・出産包括支援事業補助金について73万5,000円の増額補正をするものでございます。詳しくは歳出で説明させていただきます。

続きまして、歳出です。24ページ、25ページをお開きください。款4衛生費、項1保健衛生費、目3保健事業費、説明欄、妊娠・出産支援事業、産後ケア委託料147万円の増額補正をお願いするものです。この事業は、ことし6月から開始となった事業で、出産後周囲から家事や育児の援助が受けられず、育児支援を必要としている方に宿泊または訪問にて産後の心身ケアや育児支援を行うことで、安心して子育てができるように産後の生活を支援するものでございます。計画時の予想より利用者が多く、増額となります。歳入にもありましたとおり、母子保健衛生費国庫補助金の対象となり、市の負担金は2分の1となります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） どのくらいのふえ方なのか。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 今年度新規の事業として、当初の予定では訪問型10泊分を予算として上げていたのですが、宿泊型ということで10泊分を上げていたのですが、今回6月、7月の実績で3名の方で既に11泊分も支出がされておりまして、この不足分と、あとこれから見込まれる分を予想して増額とさせていただきます。当初は10泊分というところが、もう既に11泊分というところになっています。

○委員長（小島信一君） ほかに質問。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） 委託料なのですが、委託先はどちらになるのか、お願いします。

○委員長（小島信一君） 百目鬼母子保健課長。

○母子保健課長（百目鬼恵子君） 施設のほう、宿泊型に関しては市内の2医療機関、遠藤産婦人科さんと小松崎産婦人科さんをお願いしております。もう1つ、訪問型のほうは、結城市にありますさとう助産院さんを委託しておりますので、この3カ所に委託をしております。

○委員長（小島信一君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上でこども部の審査は終了しました。

ここで執行部の入れかえというか、一旦。

（「……聴取不能……」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） （続）では、休憩ということで、暫時休憩いたします。

こども部の皆さん、ありがとうございました。

〔こども部退室。教育委員会入室〕

休 憩 午後 0時15分

再 開 午後 1時

○委員長（小島信一君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、教育委員会の所管の審査に入ります。

初めに、議案第19号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」審査願います。

生涯学習課から説明を願います。

○教育部長（小野塚直樹君） よろしく申し上げます。説明は着座にてさせていただきます。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 生涯学習課、市塚でございます。座って説明をさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 議案第19号についてご説明申し上げます。

筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。まず、改正の理由についてご説明いたします。今年度の新規事業であります訪問型家庭教育支援事業の実施に当たり、訪問型家庭教育支援員を委嘱するほか、訪問型家庭教育支援推進協議会を設置するため、当該支援員並びに当該協議会の委員の報酬を条例で定める必要があるためでございます。なお、訪問型家庭教育支援員とは、家庭教育に問題を抱える家庭を訪問し、子育てに関する情報及び学習機会の提供を行うとともに、相談及び家庭教育に関し保護者への支援を行う職責を持つものでございます。また、訪問型家庭教育支援推進協議会とは、地域における家庭教育支援ニーズの把握や、当事業の取り組みに関する指導、助言、検証等を行う事務を所掌する第三者の機関となっております。

次に、改正の内容についてご説明いたします。条例の別表第2、第8項中、特別青少年相談員の次に訪問型家庭教育支援員の報酬として1時間1,480円を、訪問型家庭教育支援推進協議会の会長の報酬として日

額5,500円を、委員の報酬として日額4,800円を加えるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日につきましては公布の日とするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 家庭を訪問するということは、早く言えば不登校の家庭ですか。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 子育てに悩みを抱える家庭で、対象年齢につきましては18歳未満、あとは未就学児等が対象となります。今年度につきましては新規ですので、小学校1年生等の問題を抱える方を対象にしたいと考えているところでございます。不登校も含まれます。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） 今回が初めて、教育支援員というのは何人予定しているわけなのですか。それと、この家庭教育支援推進協会というのは何名で構成されているのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） お答えいたします。

支援員につきましては、今年度は予算の関係もありまして4名で予定しております。4名の方が2人で1チームとなり、家庭を訪問していただく予定となっております。

なお、推進協議会でございますが、今議会での議決承認後に規則を定めます。今のところ予定としましては、定数を15名以内程度で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 真次委員。

○委員（真次洋行君） この家庭訪問支援員というのは、何か資格、元学校の先生とか、そういういろいろななかかわった人、この人たちというのはどういう方なのでしょう。資格というのは、そういうのは必要。何かあって、元教員とか、社会福祉的なことをやっているとか、そういう方なのでしょう。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） お答えいたします。

特に資格というものは無いのですが、当然子育ての経験者であります学校教諭のOBですとか民生委員の児童委員さん、主任児童委員さんなどを想定しております。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 家庭教育に問題を抱える家庭というのは、さっきの不登校のほかにはどういうことを対象にしているのですか。今虐待だとかいろいろな問題もあるのですか。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長。

○生涯学習課長（市塚文夫君） お答えいたします。

子育ての悩みとしましては、当然子育ての不安ですとかしつけ、あと子供のいじめ、虐待等を想定してございます。

○委員長（小島信一君） ほかに質問はありますか。

小倉委員。

○委員（小倉ひと美君） こちらの訪問型家庭教育支援委員ですが、こちらは要請とか要望があったときにその家庭を訪問すると。その訪問時間によって、この1時間当たり1,480円が支払われるという形でいいのかというのが1点と、もう1点、協議会ですが、こちらのメンバーはどのような方を想定しているのか、お願いいたします。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） お答えいたします。

基本的には、今学校等を通じて教育委員会指導課ですとか、直接生涯学習課のほうに、こういった家庭についてできれば訪問して、保護者の方の悩みを解消してほしいという要望を受けて訪問して、その時間によって1時間1,480円という報酬を支払うこととなります。推進協議会の委員としましては、現時点、要綱は議決後に制定しますが、教育長を筆頭に庁内関係ですと当然母子保健課、こども課、社会福祉課等、それ以外に関係するような関係団体、子育て関係等の団体の方を委員として考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） そのほか質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第19号の採決をいたします。

議案第19号「筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第23号「筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について」審査願います。

学務課から説明願います。

○学務課長（飯山正幸君） 学務課の飯山でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小島信一君） 飯山学務課長、お願いします。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第23号「筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について」のうち、学務課所管の筑西市立幼稚園条例の一部改正についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。裏面をお開き願います。第2条の筑西市立幼稚園条例の一部改正でございます。今回の改正は、先ほどこども課のほうからご説明ありましたように、本年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴いまして、関係法令が改正されたことにより、それに対応するため条例を改正するものでございます。

まず、条文に沿ってご説明申し上げます。まず、第4条第2項中「教育」を「保育」に改め、そして月の中途の入園、退園に関する保育料について規定している第4項を削るものでございます。

次に、第5条中「決定し、または変更したとき」を「決定したとき」に改め、保育料の返還を規定している第6条を削りまして、第7条を第6条に繰り上げるものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は令和元年10月1日からとなります。また、経過措置といたしまして、この条例は施行日以後の利用者負担額について適用するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(「ちょっと待って」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 榎戸委員。

○委員(榎戸甲子夫君) 私の耳の勘違いかどうかわかりませんが、今第4条第2項中、原稿を読んでいるわけだから、もう1回読んでみて。

○学務課長(飯山正幸君) 第4条第2項中の「保育」を「教育」に改める。

○委員(榎戸甲子夫君) 俺が勘違いした。ごめんね。

○学務課長(飯山正幸君) 言い間違ったら申しわけございません。

○委員長(小島信一君) それでは、質疑を願います。

○委員(真次洋行君) これ公立の幼稚園ということで、明野しかないと思うのですけれども、明野のことを指して。私立は別だけれども、これは公立でしょう。筑西市立。

○委員長(小島信一君) 飯山学務課長。

○学務課長(飯山正幸君) 協和幼稚園については今年度末で廃園になりますものですから、今年度末までは協和の幼稚園、半年あります。来年以後になりますと、当然明野幼稚園というふうな対象になるかと。

○委員長(小島信一君) 真次委員。

○委員(真次洋行君) 明野幼稚園は、認定こども園になる考えはないのですか、そういう意味では。

○委員長(小島信一君) 飯山学務課長。

○学務課長(飯山正幸君) 今のところ公立の幼稚園ということで、認定こども園ということでは検討はしてございません。

○委員長(小島信一君) ほかに質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(小島信一君) 質疑を終結いたします。

以上で議案第23号につきまして全ての部の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第23号「筑西市子どものための教育及び保育に関する利用者負担額を定める条例及び筑西市立幼稚園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(小島信一君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第28号「筑西市立生涯学習センター条例等の一部改正について」審査願います。

なお、議案第28号については複数の課にまたがるため、説明は一括していただき、質疑に対する答弁はそれぞれ担当課にさせていただきたいと思っております。

それでは、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長(海老澤敦司君) 地域交流センター、海老澤でございます。よろしくお願いたします。

○委員長(小島信一君) 海老澤地域交流センター長、お願いたします。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） それでは、議案第28号「筑西市立生涯学習センター条例等の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案第28号「筑西市立生涯学習センター条例等の一部改正」につきましてご説明いたします。本議案は、筑西市立生涯学習センター条例、筑西市立公民館条例、筑西市立下館地域交流センター条例、筑西市立海老ヶ島集会所条例及び筑西市立協和転作促進研修センター条例の5条例につきまして改正するものでございます。

改正の理由及び目的は、公共施設使用料の地域間格差の是正及び統一的な料金体系の構築を図るため、改正するものでございます。改正の主な内容及び共通する改正点は、貸し出し区分を1時間単位に統一すること。使用料の徴収や取り扱いについて別表で統一的に規定し、本市区域外のものの使用料を100の150、入場料、その他入場の対価を徴する場合の使用料を100分の200、利益または宣伝を目的とする場合の使用料を100分の300と統一するほか、附属設備器具の使用料を規定で定める額とすること、その他必要な使用料の取り扱いを統一するものでございます。

それでは、議案書記載の順を追ってご説明申し上げます。初めに、1ページから第1条、筑西市立生涯学習センター条例の一部改正でございます。第6条、第8条及び第14条は、文言の整理でございます。そして、使用料の額や取り扱いを規定する別表を改正するものでございます。

次に、2ページ下12行目からでございます。第2条、筑西市立公民館条例の一部改正でございます。第2条、第6条、第8条、第13条及び第14条は、文言の整理でございます。そして、使用料の額や取り扱いを規定する別表の3ページの別表第2の伊讚公民館から11ページの別表第15の協和公民館まで、公民館ごとに改正するものでございます。

次に、11ページ下6行目からでございます。第3条、筑西市立下館……

○委員長（小島信一君） 済みません。もうちょっとゆっくり。ページがめくれません。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 済みません。第3条、筑西市立下館地域交流センター条例の一部改正でございます。

第2条、第5条、第7条及び第13条は、文言の整理でございます。そして、使用料の額や取り扱いを規定する別表を改正するものでございます。

次に、13ページ上4行目から、第4条、筑西市立海老ヶ島集会所条例の一部改正でございます。議案書記載順に、第5条、第10条及び第9条は文言を整理し、条を繰り下げするものでございます。そして、海老ヶ島集会所条例には使用料の規定がこれまでなかったため、新たに第7条、第8条、第9条及び別表を追加し、使用料や使用料の減免、返還の根拠を規定するものでございます。

次に、14ページ上13行目から第5条、筑西市立協和転作促進研修センターの条例の一部改正でございます。第5条、第7条及び第13条は文言の整理でございます。そして、使用料の額や取り扱いを規定する別表を改正するものでございます。

最後に、附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 減免の関係ですけれども、基本的にこれまで減免対象だった人は、引き続き減免を受けられるのだと思うのですが、その辺の根拠になるものというのは何かありますか。

それと、あと各公民館だとか施設の中で、料金が上がったり下がったりしています。それで、これは基本的にどういうことに基ついて、面積だとか、そういうことに基ついてなのかどうなのかということ。

それから、明野、海老ヶ島集会施設、集会所については、今まで料金規定がなかったけれども、今度は200円ということにして、これも今まで地域内の人は誰でもいつでも無料でということだったのでしょうけれども、今度200円と設定すると、料金発生する場面も今後将来的に出てくることも考えられるので、地元の人にとってはちょっと疑問に思う点もあると思うのですが、その辺のところはどうなのかということをお願いします。

○委員長（小島信一君） では、以上3点について。

小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 済みません。委員長に。最初の三浦委員の質問で、減免の明確な根拠となるものということで、手持ちに減免の表がございます。これをお配りしてもよろしいでしょうか。

○委員長（小島信一君） はい。では、お願いします。

〔資料配付〕

○委員長（小島信一君） 説明ございますか。

○教育部長（小野塚直樹君） では、私のほうからご説明します。

減免の根拠というのは、公共用、公共的団体の場合には減免することができるという減免の根拠は条例に規定してございます。その中で運用といたしますか、細かい部分は施行規則でこの表が規定されております。代表的なものとして1枚目に公民館、それから2枚目に生涯学習センター、あと3枚、4枚目は体育施設でありますので、省略いたしますが、公民館関係であれば14項目、生涯学習センターであれば15項目、この減免の規則、この区分は改正一切しませんので、減免については従来どおりと、額が変わっても。そういう根拠となるものでございます。これは規則で公にしてありますものですから、お配りいたしました。そういうことが根拠になります。

○委員長（小島信一君） 料金について、あと2つです。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 続きまして、使用料につきまして、こちらは各課につきましても利用する施設の面積が変わってまいります。その面積の大きさと、あと消費税のほうの増加分ということで金額のほうを設定してまいりました。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） もう1つありますか。海老ヶ島の新たな料金についてというところがあったのですが。地元の方に配慮はありますかということだと思っております。

○明野公民館長（小野木幸代君） 明野公民館の小野木でございます。

海老ヶ島集会所に関しましては、昨年の実績をお調べしましたところ、利用回数52件、人数582人、8団体の利用がございました。そのうち1団体1件が営利団体となっております。こちらの営利団体につきましては、条例の交付後、説明に上がろうかと思っております。

あとは、施設のほうに掲示してお知らせしようと思っております。

○委員長（小島信一君） そうすると、1団体以外は減免だということなのですか。

○明野公民館長（小野木幸代君） 地元の方と減免団体です。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、どうでしょうか。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 全体でのことなのですけれども、この使用料の減免ではこの項目の14のところ、14とか15の部分で、その他教育長が必要と認めるときという部分が、その他の部分を含んでいるわけです。その他の部分というのは個人の部分、個人で、あるいはグループ、任意なグループで団体名を名乗らないでという使い方もあると思うのですよ、あちこちで。そういうのは、今までは現状から見て免除していたと思うのですが、今度そのまま引き続き同じですよということになれば一番いいわけですが、そのところの決まりというか、どう考えているかということなのです。特にこの制度が切りかわると、新しく使う人にそのしわ寄せが行くことがあるわけです。その辺をちゃんと線引きしておかなくてはならないと思うので。

○委員長（小島信一君） 今の質問の趣旨、よろしいですか。大丈夫ですか。

小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 全体的なことですので、私のほうから。

基本的には、従来の減免ないし無料の方は変わりません。今、三浦委員おっしゃったのは新規の場合ということで、新規の方もそれぞれに地元の方であって、営利でなければ基本的に減免になるかと思えます。例えば有料になる場合ですと、会社の研修会に使うであるとか、あと団体、農協なのですけれども、そういうところがそういう農協の名目で会員数がいっぱいなので、使わせてくださいというときには、先方から料金をいただいているのが無償にしてくださいということではなくて、先方も了解している状況で、公民館なども使っております。ですので、特段新規の方がお金かかるのかということは、ほとんどが地元の利用でありますので、そういう無償は想定してごさいません。逆に最後のその他の部分で、教育長が必要と認めるときであるのは、県関係で5割なのですが、半額減免なのですけれども、県の予算がないので、逆に全額減免にしてほしいという、そういう理由で部長決裁なりで上がってくることは時々ありますけれども、そういった使い方使っております。このその他の部分は。

○委員長（小島信一君） 三浦委員、よろしいですか。

○委員（三浦 譲君） わかりました。とにかく今までの減額、免除がずっと保障されるということをお願いしたいと思います。

○委員長（小島信一君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第28号の採決をいたします。

議案第28号「筑西市立生涯学習センター条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

（「多数か。何で」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 多数です。

次に、議案第29号「筑西市立図書館条例等の一部改正について」審査願います。

なお、議案第28号同様、議案第29号につきましても複数の課にまたがるため、説明は一括していただき、

質疑に対する答弁はそれぞれ担当課にさせていただきたいと思います。

それでは、生涯学習課から説明願います。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 生涯学習課です。座って説明させていただきます。

議案第29号「筑西市立図書館条例等の一部改正」につきまして、生涯学習課より一括してご説明いたします。本議案は、筑西市図書館条例、筑西市しもだて美術館条例、筑西市板谷波山記念館条例及び筑西市農業資料館条例の4条例について改正するものでございます。

改正の理由及び目的は、先ほどの議案第28号と同様に、公共施設使用料の地域間格差の是正及び統一的な料金体系の構築を図るため改正するものでございます。改正の主な内容及び共通する改正点は、貸し出し区分を1時間単位に統一すること。その他、必要な使用料または利用料金の取り扱いについて規定するものでございます。

それでは、議案書に記載の順に沿ってご説明いたします。初めに、1ページから2ページ下7行目まで、第1条、筑西市立図書館条例の一部改正でございます。第7条、第8条、第10条、第11条及び第14条は文言の整理でございます。そして、利用料金の額や取り扱いを規定する別表を改正するものでございます。その備考では、本市の区域外のものの利用料金を100分の150と入場料、その他入場の対価を徴する場合の利用料金を100分の200とし、他の類似施設と同様に規定しております。また、附属設備器具の使用料を規則で定める額としてございます。

次に、2ページ下6行目から3ページ上15行目までが第2条、筑西市しもだて美術館条例の一部改正でございます。第6条及び第8条は、文言の整理でございます。別表第1の改正は、単独券と共通券に係る個人と団体の入場料の改正でございます。別表第2の改正は、模写、模造などの特別観覧料の改正でございます。

次に、3ページ16行目から25行目までは第3条、筑西市板谷波山記念館条例の一部改正でございます。第5条、第6条及び第7条は文言の整理でございます。別表の改正は、しもだて美術館と同様に単独券と共通券に係る個人と団体の入館料の改正でございます。

次に、3ページ下5行目から4ページは、第4条、筑西市立農業資料館条例の一部改正でございます。第5条の改正及び別表の追加は、新たに一般の個人と団体について入館料を規定するほか、入館料の取り扱いについて別表の備考で規定するものでございます。また、条の繰り下げ、追加による第6条、第7条、第8条において、入館料の減免、入館の制限等を規定するほか、条の繰り下げや文言の整理を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 農業資料館についてなのですが、今までは料金規定がなかったから無料だったのですけれども、今度150円、団体で100円ということになるわけですしけれども、これも減免規定だとか、そういうのがどうなっているのか。結構市外とか、そういうところからも来ているということです。料金を取るということは、どういう手続でやっていくのかということと、それから料金を取る以上は、取るとこ

ここに規定した以上は、今度は農業資料館の管理もきちんと見てもらえるものにしなければならないということにもなるわけです。現状はなかなかその辺がたえるものなのかどうか、私は疑問を持っているのですが、手入れする予算がない。今度、管理のほうはその点予算を組んでやるのかどうか、その点お願いします。

○委員長（小島信一君） 以上でよろしいですね。2点ですね。

小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） 文化課、小林でございます。よろしく願いいたします。

農業資料館の減免でございますが、減免規定を設けてございまして、減免の対象となりますのは身体障害者手帳及び療育者手帳の交付を受けた者及びその付添人、またはあらかじめ市長の承認を受けて特に認められた者となっております。その減免の前に前提といたしまして、高校生以下については料金を無料と定めております。

2点目なのですが、料金を取るということで、農業資料館の管理なのですが、現在でも農業資料館については植栽の管理、除草等を委託いたしまして、そちらの手入れを行っております。また、委託料で業者をお願いしている以外に、文化課の職員が、草が生えたら定期的にそれを除草するとか、そういった手入れは行っておるところでございます。そういうことで、これから料金を取るということになりますので、さらに農業資料館のほう、観覧していただくにふさわしいような清掃と除草等を行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 三浦委員。

○委員（三浦 譲君） 済みません。農業資料館の管理を何にもしていないというように言ったつもりではなくて、なかなか手が回らないときもあるという意味で言って、担当課の努力は時々行くとよくわかります。

ですけれども、外部から来た人、特に。今までは無料で見られていたのだけれども、今度は料金が発生するということになるわけですが、ちゃんと手続をすれば。にいばりの里構想の部分に当たるわけなのですが、交流人口をふやす、要するに訪問してくれる人をふやす、関心を持ってくれる人をふやすと、口コミで広がっていくという効果を考えれば、今回いろいろ料金の統一でこういうことになったのだと思いますけれども、私はこの料金の問題では、本当は1つ1つの施設の費用対効果だとか、中身を見て決めるべきだと思うのです。これ行革だか、消費税の一環だか、押しなべてやっているわけですが、そういう考え方ですれば、農業資料館の場合は現状でいったほうが私は効果があるなというふうに思うのですが、そういった捉え方は検討の上でどうだったのでしょうか。

○委員長（小島信一君） 趣旨は、農業資料館は無料でもいいのではないかという端的な趣旨でよろしいですか。

○委員（三浦 譲君） 内部ではどうだったか。

○委員長（小島信一君） 小林文化課長、お願いします。

○文化課長（小林 均君） 現状では、農業資料館、常勤の管理人というのを置いてございません。そして、入館される方につきましては、事前に文化課に電話等で予約をいただいて、文化課の職員がそのとき付き添って、鍵をあけて観覧していただくというような状態になってございます。

そのような状態でございますので、なかなか入館者の方も小学生の社会科見学がほとんどでございます、昨年について600人の入館者がございましたが、うち588人までが小学生とその付き添いの教諭、あるいは公的な教職員の研修等というような状態にございまして、現状ではそのような状態ですので、やがてにいはりの里構想が進めば、またそちらのほうで違った形になっていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより議案第29号の採決をいたします。

議案第29号「筑西市立図書館条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第30号「筑西市立体育館条例等の一部改正について」審査願います。

スポーツ振興課から説明を願います。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） スポーツ振興課の増田です。よろしく願います。

○委員長（小島信一君） 増田スポーツ振興課長、願います。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） それでは、議案第30号「筑西市立体育館条例等の一部改正について」ご説明いたします

本議案は、筑西市立体育館条例、筑西市立武道館条例、筑西市協和多目的研修センター条例及び筑西市運動場条例の4条例について改正するものでございます。

改正の理由及び目的でございますが、先ほどの議案第28号及び第29号と同様に、公共施設使用料の地域間格差の是正及び統一的な料金体系の構築を図るため改正を行うものでございます。

改正の主な内容及び共通する改正点は、貸し出し区分を1時間単位に統一すること。利用料金の徴収や取り扱いについて、別表で統一的に規定し、本市の区域外の者の利用料金を100分の150と、入場料その他入場の対価を徴する場合の利用料金を100分の200と、営利または宣伝を目的とする場合の利用料金を100分の300と、アマチュアスポーツ以外に利用する場合の利用料金を100分の500と統一するほか、附属設備器具の利用料金を規定で定める額とすること、その他必要な利用料金の取り扱いを統一するものでございます。

それでは、議案書記載の順に沿ってご説明いたします。初めに、1ページから7ページ下3行目までは、第1条、筑西市立体育館条例の一部改正でございます。第2条及び第3条の表の改正は、説明書を統一し、わかりやすくしたもので、第12条の改正は文言の整理でございます。

2ページの別表第1の下館総合体育館から7ページの別表第7の協和の杜体育館までは、統一的な料金体系により、体育館ごとに利用料金の額や取り扱いを規定するものでございます。

次に、7ページ下2行目から9ページまでは、第2条、筑西市立武道館条例の一部改正でございます。第8条、第10条及び第16条の改正は文言の整理でございます。別表第1の下館武道館、別表第2の下館弓道場、別表第3の明野武道場は、統一的な料金体系により、施設ごとに利用料金の額や取り扱いを規定するものでございます。

次に、10ページから11ページの上14行目までは、第3条、筑西市協和多目的研修センター条例の一部改正でございます。第2条の表の改正は、施設名称の統一のためのもので、第10条の改正は文言の整理でございます。別表は、統一的な料金体系により、利用料金の額や取り扱いを規定するものでございます。

次に、11ページ上15行目から21ページ下8行目までは、第4条、筑西市運動場条例の一部改正でございます。第2条及び第3条の表の改正は、施設名称を統一し、わかりやすくしたもので、第11条の改正は文言の整理でございます。

13ページの別表第1の下館運動場から21ページの別表第12の協和サッカー場までは、統一的な料金体系により、運動場ごとに利用料金の額や取り扱いを規定するものでございます。

最後に、21ページ下7行目から22ページにかけて附則でございます。第1項は、この改正条例の施行日を令和2年4月1日とするものです。

第2項及び第3項は経過措置規定であります。第2項では、トレーニング室の回数券等の継続利用を規定し、第3項では改正前の利用料金が無料であったものについて、減免の根拠規定を設けてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 下館野球場のナイターを使用した場合はどうなっています。

○委員長（小島信一君） 増田スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） ナイターにつきましては、実費をいただいております。附則に記載してございます。

○委員長（小島信一君） 小野塚教育部長。

○教育部長（小野塚直樹君） 改めて説明します。

使用料については条例で規定しておりますが、実費、例えば公民館関係ですとピアノ、あとプロジェクター、そういった物品のもの、そういったものは実費負担ということで、今現在ナイター、明野のテニスコートと、あと協和のサッカー場と、あと下館の委員ご指摘の野球場、サブグラウンドと、双方ナイターあります。そちらは施行規則のほうで実費ということで、今までに倣って統一する予定でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） これにナイター照明の費用はついていないのですね。

○教育部長（小野塚直樹君） はい。

○委員長（小島信一君） そのほか質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第30号「筑西市立体育館条例等の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち教育委員会所管分について審

査願います。

学務課から説明を願います。

○学務課長（飯山正幸君） 飯山です。よろしくお願ひします。

○委員長（小島信一君） 飯山学務課長、お願ひします。

○学務課長（飯山正幸君） 議案第37号のうち学務課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

最初に、恐れ入ります。6ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1、追加でございます。小中学校英語活動サポート事業委託、期間、令和2年度から令和4年度まで。1億7,442万円に消費税額及び地方消費税額を加算した額を限度額として追加するものでございます。これは、現在の小中学校英語活動サポート事業、いわゆるALTの派遣事業の委託期間が今年度末に契約満了となることから、令和2年当初から委託するために、今年度中に契約等を行う必要があることから、債務負担行為補正をお願いするものでございます。

続きまして、8ページをお開き願います。第4表、地方債補正、1、追加でございます。協和幼稚園施設解体事業に限度額450万円の地方債を追加するものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明申し上げます。

続きまして、14、15ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。初めに、款14使用料及び手数料、項1使用料、目10教育使用料、節4、説明欄の幼稚園使用料771万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴うものでございます。

続きまして、その下、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目10教育費国庫補助金、節1義務教育費補助金、説明欄の幼稚園就園奨励費補助金101万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、当該補助金が9月をもって終了となるため、減額補正をするものでございます。

次に、18、19ページをお開き願います。款22項1市債、目10教育債、節14幼稚園債、説明欄の3、協和幼稚園施設解体事業債450万円の増額補正をお願いするものでございます。事業内容につきましては、歳出でご説明申し上げます。

続きまして、26、27ページをお開き願います。歳出でございます。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節19負担金補助及び交付金、説明欄の私立幼稚園助成事業431万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。歳入でご説明いたしましたが、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、当該補助金が9月をもって終了となるため、減額補正をお願いするものでございます。

その下、項3中学校費、目2中学校教育振興費、説明欄の中学校特別活動助成事業896万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。その理由でございますが、1つ目といたしまして、本年度の中学校総体時におきまして、昨年同様本市の部活動の成績が非常に良かったため、本日から始まっております新人戦を考慮いたしますと、バスの借上料の不足が見込まれることから、844万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

もう1つといたしまして、中学校総体におきまして10の部活動が関東大会に、そして5つの部活動が全国大会に出場いたしました。当該部活動に対しまして、交通費や宿泊費に係る費用を助成する補助金が不足することから、52万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節13委託料、次ページとなりますが、説明欄の協和幼稚園解体事業507万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和2年3月31日をもって協和幼稚園が廃園となることから、園舎等の工作物を解体、撤去し、原状回復をして、地権者に返還するための工事設計委託料でございます。

補正予算の説明は以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 27ページ、中学校特別活動助成事業、筑西市内の中学校、かなり成績よかったです。その内容等は「広報筑西ピープル」とかそういったもので知らしめてありますか。

○委員長（小島信一君） 飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 毎年秋口と、10月と3月だと思うのですが、当然運動部のほかに文化部なんかでも全国に出場した児童生徒がいます。年2回、そういった成績がよかった部活動の生徒、そして文化部で一定の成績をおさめた児童を一堂に会しまして、市長と面談というか、報告会をしております。そのときのものについては「広報筑西ピープル」のほうには載っているのですが、1つ1つの事業ということではちょっと載せてはおりません。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 当初予算が896万9,000円、これ1,000万円ぐらいになるといいね。スポーツファンの一員として言うのですが、これは下がるより上がったほうがいいわけでしょう。意外に中学生の大会で、対外的に県大会とか全国大会に行かれるということのあらわれですから。ですから、そういう生徒さんを顕彰する意味でも、まとめて文化部と一緒にと言わないで、タイミングよく、総体で野球が終わったら野球の表彰、関東大会行くとか、あるいは柔道部でこうだったというふうに、季節ごとにメインのスポーツが違うでしょう。そのたびに「広報筑西ピープル」等に掲載してもらえれば、生徒はもちろん学校側も非常にやる気が上がるのではないかと。800万円程度ではなくて、1,000万円を楽に超えるような筑西市のスポーツ事情にしたいと思っていますので、それで質問を終わります。

○委員長（小島信一君） よろしいですか。答弁よろしいです。

飯山学務課長。

○学務課長（飯山正幸君） 今回の補正予算額は八百九十何万円なのですが、昨年度の実績で申し上げますと、バス借上料、要するに市内大会、県西大会、県大会のバス借上料は4,124万3,000円でございます。そのほか先ほど申しました関東大会とか全国大会の補助金が508万6,000円ですので、去年合わせますと4,600万円程度は支出しております。ただ、また年々成績もいいものですから、どうしても予算が少しずつ足らなくなって、こここのところ補正予算をお願いしているところでございます。補足といたしまして、ことし明野中学校のソフトボール部、全国で準優勝しました。市長も大変喜んでおりまして、過日市長のほうに報告会ということで、これは別個にですが、設定をしたところでございます。

以上でございます。

○委員長（小島信一君） 榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） だから、ここで数字が4,000万円になったというお話のことよりも、我々を初め

市民の方々は、そういった活躍している学校とか名前を知りたいわけです。それをまとめて一括でと言わないで、その大会ごとにそういったことでやってほしいなということの要望で終わります。

○委員長（小島信一君） そのほか質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、明野学校給食センターから説明をお願いします。

○明野学校給食センター長（神奈川 稔君） 明野学校給食センターの神奈川と申します。どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（小島信一君） 神奈川明野学校給食センター長、説明をお願いします。

○明野学校給食センター長（神奈川 稔君） それでは、議案第37号のうち、教育委員会明野学校給食センター所管の補正予算についてご説明申し上げます。

18、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入でございます。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節16雑入（教育）、説明欄の学校給食納付金64万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費の無償化対象者が生じるため、明野幼稚園、協和幼稚園の保護者負担金64万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

補正予算の説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございます。

それでは、質疑をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、生涯学習課から説明をお願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 生涯学習課、市塚でございます。座って説明をさせていただきます。

○委員長（小島信一君） 市塚生涯学習課長、お願いします。

○生涯学習課長（市塚文夫君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会生涯学習課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目10教育費県補助金、節2社会教育費補助金、説明欄、地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金2万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、文部科学省から当該補助金の仮申請に基づく内示予定を受けて当初予算に計上していたものが、国の予算内示額が減額になったことにより減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、28、29ページをごらんください。歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目1社会教育総務費、節11需用費、説明欄、青少年センター事業として47万6,000円の増額をお願いするものでございます。これは、現在子どもを守る110番の家の見直し作業を進めておりまして、110番の家のプレートの汚損、破損等により新しいプレートを交付するため、その不足分として新たに360枚のプレートが必要となったためでございます。

続きまして、同じく説明欄、青少年センター事業の下、家庭教育力向上事業になります。節1報酬として29万4,000円の増額補正を、節8報償費として16万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。

これは、今年度新規事業として訪問型家庭教育支援事業を実施するに当たり、訪問型家庭教育支援事業推進協議会を設置するとともに、訪問型家庭教育支援員を委嘱するためのものがございます。

以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、地域交流センターから説明を願います。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） よろしくお願いたします。

○委員長（小島信一君） 海老澤地域交流センター長、お願いします。

○地域交流センター長（海老澤敦司君） 議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会地域交流センターが所管いたします補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、8ページをお開き願います。第4表、地方債補正、2、変更でございます。起債の目的は、下段にあります地区公民館改修事業でございます。起債の限度額を3,420万円から4,080万円に、660万円の増額の補正をお願いするものでございます。この補正予算は、昨年度実施いたしました地区公民館の耐震診断の結果を受け、大田公民館耐震補強計画改修工事設計委託料の予算の財源に起債を充当するものでございます。詳細につきましては、歳出でご説明いたします。

次に、18ページ、19ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。款22市債、項1市債、目10教育債、節5社会教育債660万円でございます。説明欄の2、地区公民館改修事業債の事業内容につきましては歳出でご説明申し上げます。

次に、28ページ、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項5社会教育費、目3公民館費、補正前の額2億9,578万8,000円に補正額880万円をお願いし、3億458万8,000円とするものでございます。説明欄、地区公民館改修事業といたしまして、公民館耐震補強計画改修工事設計委託料を計上するものでございます。こちらの補正をお願いする理由でございますが、大田公民館につきましては建築後38年が経過いたします。老朽化も進んでいるため、今回の9月の補正予算に耐震補強計画改修工事設計委託料を計上いたしまして、今年度の実設計計を行い、令和2年度に工事を実施することにより、利用者の安全と地域コミュニティー活動や防災の重要な拠点施設等を早急に確保いたします。

以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

次に、スポーツ振興課から説明を願います。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） 失礼します。

○委員長（小島信一君） 増田スポーツ振興課長、お願いします。

○スポーツ振興課長（増田 茂君） それでは、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会スポーツ振興課が所管いたします補正予算についてご説明申し上げます。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正、1、追加でございます。款10教育費、項1保健体育総務費、事業名、北関東総体開催準備事業基金517万2,000円の補正をお願いするものでございます。この補正は、令和2年8月に下館総合体育館で行われます全国高等学校総合体育大会の女子バレーボール競技に使用するポールやネットを購入するための費用でございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。3、歳出でございます。款10教育費、項6保健体育費、目1保健体育総務費、補正前の額9,031万3,000円に補正額517万2,000円をお願いし、9,548万5,000円とするものでございます。

補正をお願いする理由でございますが、来年度は高校総体のほか、オリンピック・パラリンピックが7月から9月にかけて開催をされることから、競技に使用いたします備品の品薄になることが予想されるために、早目に必要備品を確保し、女子バレーボール大会に支障が出ないようにするためのものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（小島信一君） 説明ありがとうございました。

それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小島信一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第37号について全ての部の説明、質疑を終了しました。

これより採決いたします。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（小島信一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で教育委員会所管の審査を終了します。

これで福祉文教委員会に付託されました議案の審査を終了します。

執行部は退席願います。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（小島信一君） なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任させていただきますと思います。

以上をもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。

閉 会 午後 2時10分